

綾部市訓令甲第 1 号

庁 中 一 般

綾部市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の  
一部を改正する訓令

綾部市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則（昭和 6 1 年綾部市訓令甲第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 8 号中「㊟」及び「記名押印に代えて署名することができます。」を削る。

附 則

この訓令は、令和 3 年 3 月 1 7 日から施行する。

綾部市訓令甲第2号

庁 中 一 般

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

### 綾部市決裁規程の一部を改正する訓令

綾部市決裁規程（昭和36年綾部市訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「並びに議会事務局長、監査委員事務局長」を「並びに綾部市消防本部規則（昭和54年綾部市規則第11号）第3条第1項に定める消防長」に、「同条第2項に定める参事、同条第1項に定める課長」を「綾部市事務分掌規則第3条第1項に定める課長」に、「農業委員会の事務部長の長、選挙管理委員会事務局長、公平委員会事務局長、議会事務局次長」を「綾部市消防本部規則第3条第1項に定める課長」に改める。

第14条の次に次の2条を加える。

（選挙管理委員会事務局長等の専決事項）

第15条 別表第3課長共通専決事項の項第7号から第15号までの規定は、選挙管理委員会事務局長、公平委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長の専決について準用する。

（補助執行させる場合の決裁手続）

第16条 前条の場合において、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長の専決事項を超えるものについては、企画総務部長、副市長の決定を経て市長の決裁を、公平委員会事務局長の専決事項を超えるものについては、市民環境部長、副市長の決定を経て市長の決裁を、農業委員会事務局長の専決事項を超えるものについては、農林商工部長、副市長の決定を経て市長の決裁を受けるものとする。

2 専決できる事項については、前項の手続過程において、専決者が専決するものとする。  
別表第3商工労政課長専決事項の項の次に次の2項を加える。

農政課長専決事項

- (1) 農産物の指導に関する事。
- (2) 農業経営の指導に関する事。
- (3) 農地利用の促進に関する事。
- (4) 家畜衛生及び農産物病虫害防除の指導に関する事。
- (5) 所管に係る農業関係施設に関する事。
- (6) 所管に係る道路及び河川の占用並びに交通制限等の申請に関する事。

- (7) 土地改良区に関する事。
- (8) 土地改良法による施行認可に関する事。
- (9) 換地計画認可申請に関する事。
- (10) 所管に係る土地立入及び測量に関する事。
- (11) 所管に係る工事の指導、監督及び検査に関する事。
- (12) 法定外公共物の管理（農業用施設に係るものに限る。）に関する事。

林政課長専決事項

- (1) 所管に係る民有林林道及び移管林道の占用並びに交通制限等の申請に関する事。
- (2) 特用林産物指導に関する事。
- (3) 特用林産物病虫害防除の指導に関する事。
- (4) 森林等の火入れ許可に関する事。
- (5) 所管に係る土地立入及び測量に関する事。
- (6) 所管に係る工事の指導、監督及び検査に関する事。
- (7) 法定外公共物の管理（林業用施設に係るものに限る。）に関する事。
- (8) 有害鳥獣の防除及び駆除に関する事。

別表第3農林課長専決事項の項を削る。

附 則

この訓令甲は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第3号

庁 中 一 般

綾部市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市文書取扱規程の一部を改正する訓令

綾部市文書取扱規程（平成12年綾部市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。  
別表中

「	総務課	総	を
」			
「	総務課	総	に、
	行政デジタル推進課	行デ	
」			
「	環境保全課	環	を
」			
「	環境企画課	環企	に、
	環境保全課	環保	
」			
「	農林課	農林	を
」			
「	農政課	農政	に改める。
	林政課	林政	
」			

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第4号

庁 中 一 般

綾部市人権教育・啓発推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市人権教育・啓発推進本部規程の一部を改正する訓令

綾部市人権教育・啓発推進本部規程（平成11年綾部市訓令甲第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「  
|

農林課長

を

」

「  
|

農政課長

林政課長

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第5号

庁 中 一 般

綾部市環境対策推進会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

## 綾部市環境対策推進会議規程の一部を改正する訓令

綾部市環境対策推進会議規程（平成7年綾部市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

推進会議の構成

委員長	市民環境部長
副委員長	環境企画課長
委員	企画政策課長 財政課長 総務課長 環境保全課長 商工労政課長 農政課長 林政課長 定住・地域政策課長 建設課長 都市計画課長 建築課長 下水道課長 学校教育課長 社会教育課長

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市公告第19号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和3年3月11日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第20号

浄化槽法第12条の4第1項に基づく浄化槽処理促進区域の指定を行いますので、同条の4第3項の規定により、次のとおり公告し、当該浄化槽処理促進区域の指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該浄化槽処理促進区域の指定案については、縦覧期間満了の日までに綾部市長に意見書を提出することができる。

令和3年3月12日

綾部市長 山崎善也

- 1 指定区域の名称  
浄化槽処理促進区域
- 2 浄化槽処理促進区域の案の縦覧場所  
綾部市上下水道部下水道課
- 3 縦覧期間  
令和3年3月12日(金)から令和3年3月25日(木)  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)



## 公 告

綾部市公告第 2 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 2 の規定により、市有財産を随意契約により売り払うので公告します。

令和 3 年 3 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

### 1. 売却物件

以下の物件を先着順受付による随意契約により、売り払います。

物件 番号	所 在 地	地 目	公簿面積	実測面積	売払い価格
1	綾部市多田町鳴田 2 番 5	宅 地	122.69 m <sup>2</sup>	122.69 m <sup>2</sup>	785,216 円

### 2. 入札参加者の資格等

別紙の市有地売却実施要領（先着順受付）（公告第 2 1 号）に定めるとおり。

市 有 地 売 却  
実 施 要 領  
( 先 着 順 受 付 )

(公告第21号)

綾 部 市

## 実施要領（先着順受付）

平成30年8月20日付け公告の一般競争入札で入札参加者がなかったため、入札不調となった物件について、地方自治法施行令第167条の2第1項8号に基づき、随意契約で売払いをします。売却方法は、先着順受付によるものとし、最初に売払申請書類の受理が認められた方と売買契約を締結します。

参加を希望される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

### 1 入札物件（多田共同作業所跡地）

物件番号	所在地	地目	公簿面積	実測面積	売払い価格
1	綾部市多田町鳴田2番5	宅地	122.69 m <sup>2</sup>	122.69 m <sup>2</sup>	785,216 円

### 2 売払申請者の特定条件

**綾部市多田町地内に住所を有する方又は住所を有する方の親族**

※ただし、親族の方が申請される場合は、親族であることを証明するもの（戸籍謄本等）を提出してください。

### 3 売払申請者の資格

以下の全てに該当する場合に、申請することができます。

- (1) 上記2の条件に該当する者
- (2) 綾部市が定めるこの要領を承諾し、順守できる者
- (3) 市町村税に滞納がない者

### 4 売払申請の受付

#### (1) 申請期間

**令和3年3月22日（月）から令和3年3月29日（月）まで**

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで（土・日・祝日等の閉庁日を除く。）

#### (2) 提出書類

ア 普通財産売払申請書（別紙様式1）

イ 市町村税納税証明書

ウ 印鑑登録証明書

エ 誓約書（別紙様式2）

※ 各種証明書は、受付時において1か月以内に発行されたものに限りします。

※ 提出いただいた書類は、お返しできません。

(3) 提出場所

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市役所商工労政課

電話番号 42-4264

※ 申請は、基本的に申請者本人が書類を提出してください。ただし、申請者本人が提出できない場合は、委任状（別紙様式3）の添付により受任者による提出を認めるものとします。

※ 郵送による提出の場合は簡易書留郵便によるものとし、令和3年3月22日から令和3年3月29日までの間に必着とします。（簡易書留郵便の到着日が受付期間内であることが、申請受理の条件になります。）

(4) 契約者の決定

ア 契約者は、原則、最初に売払申請書類の受理が認められた方とします。ただし、同一の日に複数の売払申請書類が到着し、かつ受理された場合は、申請者にくじを引かせて契約者を決定します。くじの実施方法については、後日連絡調整の上、実施することとします。

イ 既に申請書類が受理された物件について、新たに売払申請があった場合は、次順位申請受付者として登録します。何らかの事情により、先に申請された方に売払いがされなかった場合には、次順位の受付者を契約者として繰上げて、売払いの手続きを行います。

5 現地説明会

現地説明会は開きませんので、申請前に必ず各自で購入希望の物件を確認してください。

6 売買契約の締結

売買契約は、売払決定通知を受けた日から5日以内（土日、祝日等の閉庁日は算入しません。）に行います。契約書は、市の書式（別途指定）によることとし、契約書に貼付する収入印紙は、契約者の負担となります。

7 契約上の条件

物件について、契約書において次の条件が付されますので、ご注意ください。

(1) 用途制限

ア 契約者は、売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号、第2号、第3号、第4号に規定する営業の用に供してはならない。

イ 契約者は、売買物件を、綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

ウ 契約者は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

エ 契約者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならない、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

オ 契約者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

## (2) 実地調査

上記(1)の履行状況を確認する必要があると認めるときは、実地調査又は必要な報告を求めることができるものとし、契約者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはなりません。

## (3) 違約金

上記(1)(2)の条件に違反した場合、又は契約を解除されたときは、契約者は売買代金の100分の30に相当する金額(円未満切り上げ)を違約金として綾部市に支払わなくてはなりません。

## 8 売買代金の支払方法

売買契約締結後、契約者が請求を受理した日から30日以内に売買代金を市が発行する納入通知書でお支払いいただきます。

## 9 所有権の移転

### (1) 売買物件の引渡し

売買物件の所有権は、契約者が売買代金を納付した時点で移転となり、移転に関する手続きは綾部市が行います。この際、売買物件は現状有姿のまま引渡します。

### (2) 所有権移転登記

ア 綾部市は、売買代金の納付確認後、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。物件の取得に伴い、不動産取得税(府税)が課税されますのでご留意ください。

イ 登記に必要な登録免許税は契約者の負担となります。

ウ 所有権移転登記の名義人は契約者本人です。綾部市は中間省略登記には応じません。

## 10 お問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市役所商工労政課

電話 42-4264

**【※注意事項】**

- (1) 契約を締結した時点で、物件にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した物件の破損、焼失など綾部市の責に帰すことのできない損害の負担は、契約者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。
- (2) 契約締結後に物件に面積の不足、品質上の問題（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、これらに限られない。）を発見しても売買代金の減免をすることができません。
- (3) 物件にかかわる調査、土壌調査、地耐力調査などは行っておりません。
- (4) 物件は特定用途制限地域（田園居住地区）であり、建築などに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例（平成28年綾部市条例第4号）、綾部市まちづくり条例（平成28年綾部市条例第5号）などの法令により規制があります。
- (5) 綾部市は、建物・工作物の補修、撤去、立木の伐採、雑草の草刈などの負担及び調整は行いません。また、越境物の処理については、綾部市は関与しませんので、相隣関係で話し合ってください。こととなります。（契約後に判明した場合も同様です。）

(様式1)

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

### 普 通 財 産 売 払 申 請 書

下記のとおり普通財産の売払いについて、関係書類を添えて申請いたします。

#### 記

種 別	土地
所 在 地	綾部市多田町鳴田2番5
地 目	登記地目：宅地
構 造	
数 量	122.69 m <sup>2</sup>
使用目的	
添付書類	市町村税納税証明書 印鑑登録証明書 誓約書

(様式2)

誓 約 書

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

印

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

私は綾部市が実施する公有財産売却に当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、実施要領及び貴庁における申請、契約などに係る諸規程を厳守し、申請をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号及び第4号の規定に該当する者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員ではありません。
- 5 市有地を購入したときは、これを上記3から4のいずれかに該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
- 6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
  - (1) 契約の履行をしないこと。
  - (2) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と綾部市に認められること。
  - (3) 申請に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
  - (4) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
  - (5) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 私は、貴庁の公有財産売却に係る「実施要領（先着順受付）」、「公告」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。



(様式3)

# 委 任 状

綾 部 市 長 様

私は\_\_\_\_\_をもって代理人と定め、下記物件の売払申請に関する一切の権限を委任します。

## 記

物件番号	所 在 地
1	綾部市多田町鳴田2番5

委任期間 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで

令和 年 月 日

委任者 住所  
ふりがな  
氏名 ⑩  
(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

代理人 住所  
ふりがな  
氏名 ⑩

## 売 買 契 約 書 (案)

土地の売買について、綾部市（以下「売主」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「買主」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売主は、その所有する次に掲げる物件（土地）を買主に売り渡し、買主はこれを買受ける。

土地の所在	地番	地目	公簿面積(m <sup>2</sup> )	実測面積(m <sup>2</sup> ) (売買土地)	摘要
綾部市多田町鳴田	2番5	宅地	122.69m <sup>2</sup>	122.69m <sup>2</sup>	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 売払い価格 円とする。

（売買代金の納付及び遅延利息）

第4条 買主は、売買代金を売主の発行する納入通知書により納付期限までに納付しなければならない。

2 買主が前項に規定する納付期限までに売買代金を支払わないときは、売主は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第5条 売買物件の所有権は、買主が売買代金（前条第2項の規定による遅延利息を含む。）の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

（所有権の移転登記）

第6条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、買主の請求により売主が囑託する。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、買主の負担とする。

（危険負担）

第7条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、売主の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、買主が負担するものとする。

（契約不適合責任）

第8条 買主は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に売主に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、売主又は買主は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

(1) 修補をする場合において、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。

(2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、売主は修補責任を負わない。

(3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰すことのできない事由によるものであるときを除き、買主は、売主に対し、損害賠償を請求することができる。

(4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(5) 本条の契約不適合により、買主が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(6) 本条の契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、買主は、売主に対して、代金減額を請求することはできない。

3 買主が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、売主は本条の責任を負わない。

(用途制限)

第9条 買主は、売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 買主は、売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

3 買主は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

4 買主は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、前3項に規定する義務を書面によって承継させなければならないが、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

5 買主は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して第1項から第3項までに規定する義務に違反する使用をさせてはならない。

(実地調査)

第10条 売主は、前条に定める用途制限の履行状況を確認するため、売主が必要と認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、買主は、正当な理由なくその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 買主は、第9条及び前条に定める義務に違反した場合、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として売主に支払わなくてはならない。

2 前項の違約金は違約罰と解釈するものとする。

(契約の解除)

第12条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、前条の規定にかかわらず、この契約を解除することができる。

2 売主は、買主が第9条に定める義務に違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当しているときと認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 売主は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合、買主に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

4 買主は、売主が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、売主に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復及び返還金等)

第13条 買主は、売主が前条の規定により解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。

3 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を買主に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、前項に規定するものを除き、買主が支出した一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第14条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第11条の規定とは別にその損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第15条 売主は、第13条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第11条に定める違約金又はこの契約に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の一部又は全部と相殺する。

(契約費用の負担)

第16条 この契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(法令等規制の遵守)

第17条 買主は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売主の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、売主買主協議の上、これを定めるものとする。

## 公 告

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売主買主両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

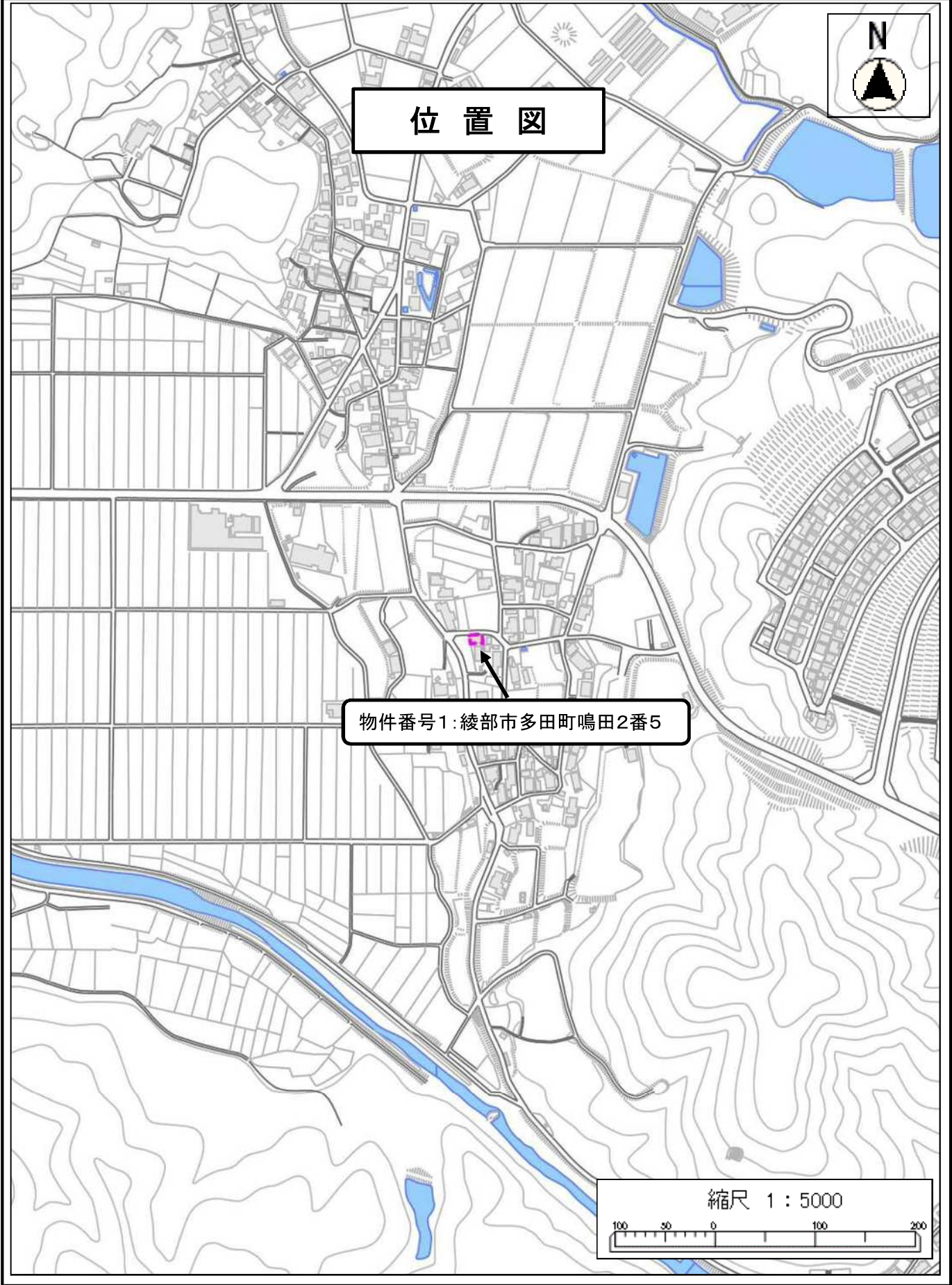
売主 住 所 京都府綾部市若竹町8番地の1

氏 名 綾部市長 山 崎 善 也 印

買主 住 所

氏 名 印

A4



綾部市公告第 2 2 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

令和 3 年 3 月 1 5 日から令和 3 年 3 月 2 8 日まで

綾部市公告第23号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和3年3月19日

綾部市長 山 崎 善 也

- |    |       |           |         |
|----|-------|-----------|---------|
| 1  | 捕獲日時  | 令和3年3月18日 | 10:00分頃 |
| 2  | 捕獲場所  | 綾部市七百石町地内 |         |
| 3  | 動物種   | 犬         |         |
| 4  | 種 類   | ビーグル      |         |
| 5  | 体 格   | 中         |         |
| 6  | 毛 色   | 白、黒、茶     |         |
| 7  | 性 別   | 雄         |         |
| 8  | そ の 他 | 茶色革製首輪有り  |         |
| 9  | 犬の鑑札  | なし        |         |
| 10 | 注射済票  | なし        |         |

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和3年3月24日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156



綾部市公告第 2 4 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 5 第 1 項の規定により、綾部市森林整備計画を定めた。

なお、当該計画決定後の計画は、令和 3 年 4 月 1 日にその効力を生じるものとし、綾部市役所において縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所  
綾部市農林商工部農林課
- 2 縦覧期間  
令和 3 年 3 月 3 0 日から令和 3 年 4 月 2 9 日まで

綾部市公告第25号

綾部農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

綾部市の住民は、令和3年4月30日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、綾部市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和3年4月30日の翌日から起算して15日以内に綾部市にこれを申し出ることができる。

令和3年3月31日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧期間

自 令和3年 3月31日  
至 令和3年 4月30日

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農政課

3 意見書の提出先、提出方法、提出に当たっての注意事項

提出先 綾部市役所 農林商工部農政課

提出方法 書面によるものとする。

- 注意事項
- (1) 個人の場合にあっては住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載する。
  - (2) 意見書の内容を公表する場合もある。ただし、特定の個人が識別しうる場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
  - (3) 意見書に対する個別の回答は行わず、市整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

4 異議の申出先、申出方法、申出に当たっての注意事項

申出先 綾部市役所 農林商工部農政課

申出方法 書面によるものとする。

注意事項 異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印し

て行うこと。

- (1) 異議申出人の氏名及び年齢又は名称及び住所
- (2) 異議申出人に係る農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- (3) 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- (4) 異議申出の趣旨及び理由
- (5) 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- (6) 異議申出の年月日

# 公 告

## 綾部市公告第27号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づき成人用肺炎球菌予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和3年4月1日

綾部市長 山崎 善也

- 1 実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 2 自己負担 自己負担 4,000円  
※令和3年度については、75歳以上の方は、2,000円  
※ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度がありますが、事前の手続きが必要です。

- 3 対 象 下記の生年月日の方

昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生の方	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生の方
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生の方	昭和 6年4月2日～昭和 7年4月1日生の方
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生の方	大正15年4月2日～昭和 2年4月1日生の方
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生の方	大正10年4月2日～大正11年4月1日生の方

- 4 実施医療機関

名称	所在地
綾部市立病院	青野町大塚20-1
綾部ルネス病院	大島町二反田7-16
京都協立病院	高津町三反田1
綾部市志賀郷診療所	志賀郷町北町19-2
あやべ協立診療所	駅前1
大久保医院	本町8丁目115
米谷外科整形外科医院	田町13
米谷医院口上林診療所	十倉名畑町欠戸18-6
白波瀬医院	岡町鳥居27-3
志賀整形外科クリニック	宮代町15
中島整形外科医院	幸通9
西村医院	栗町小東4-3
野間医院八田診療所	上杉町渋市2
畑内科医院	青野町高田91
安村外科内科診療所	井倉町大將軍37
柳川整形外科医院	大島町二反田7-20
山下整形外科医院	青野町西青野28-3
横山医院	若松町庵ノ上58-10

公 告

綾部市公告第28号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づく下記の定期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和3年4月1日

綾部市長 山崎善也

1. 接種実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
2. 個別接種対象年齢

予防接種名	対 象
四種混合（DPT-IPV）1期	生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者
二種混合（DT）1期	生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者
二種混合（DT）	十一歳以上十三歳未満の者
不活化ポリオ単独（IPV）	生後三月から生後九十月に至るまでの間にある者
麻しん・風しん	第1期 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
	第2期 五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん	第5期 風しん抗体保有率が低い昭和三十七年四月二日～昭和五十四年四月一日生まれの男性
日本脳炎	第1期 生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者
	第2期 九歳以上十三歳未満の者
	特例措置 平成十九年四月二日～平成二十一年十月一日生で九歳以上十三歳未満の者 平成七年四月二日～平成十九年四月一日生で二十歳未満の者
結核（BCG）	一歳に至るまでの間にある者
ヒブ感染症	生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症	生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
子宮頸がん予防ワクチン（HPV）	十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
水痘	生後十二月から生後三十六か月に至るまでの間にある者
B型肝炎	一歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染症	生後六週に至った日の翌日から、生後三十二週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者

3. 個別接種実施医療機関 結核（BCG）は（\*）のついた医療機関のみで実施。

医療機関名	所在地	電話番号	接種医師	備 考
綾部市立病院（*）	青野町	43-0123	茂原 慶一、山岡 沙矢子、島川 麗、河辺 泰宏	HPV ワクチンは産婦人科医（荻野 嘉夫、野口 敏史、辻 哲朗、渡辺 喜信）
京都協立病院（*）	高津町	42-0440 42-0025 (小児科直通)	玉本 晃、奥原 賢二 玉本 千里	
大久保医院	本町8丁目	42-1190	大久保 茂樹	ロタ、二・四種混合、IPV、子宮頸がんは実施なし。
白波瀬医院	岡町	43-0177	白波瀬 均	ロタ、ヒブ、肺炎球菌、四種混合、IPV、B型肝炎、麻しん風しん1期、水痘、HPVは実施なし。
西村医院	栗町	47-0321	西村 康	ロタ、HPV、IPV、B型肝炎は実施なし。
野間医院八田診療所	上杉町	44-0001	野間 俊二	ロタ、ヒブ、肺炎球菌、IPV、B型肝炎、HPVは実施なし。
由良産婦人科小児科医院	本町1丁目	42-2528	由良 源太郎、由良 茂夫	IPV、二種混合、日本脳炎2期と特例措置は実施なし。
横山医院	若松町	42-1073	横山 容尚	ロタ、HPVは実施なし。

## 上下水道管理規程

綾部市上下水道事業管理規程第1号

綾部市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

綾部市長 山崎善也

綾部市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部事務分掌規程（昭和50年綾部市水道課管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「主幹」を「担当課長及び主幹」に改める。

第4条第3項を次のように改める。

3 担当課長及び主幹は、上司の命を受けて特定の事務を担当する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 上下水道管理規程

綾部市上下水道事業管理規程第2号

綾部市上下水道部職員職名規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

綾部市長 山崎善也

綾部市上下水道部職員職名規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部職員職名規程（昭和50年綾部市水道課管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職名は、部長、次長、課長」の次に「、担当課長」を加え、「とする」を「とし、担当課長にあつては、所属及び所管事務の名を冠するものとする」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 上下水道管理規程

### 綾部市上下水道事業管理規程第3号

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

綾部市長 山崎善也

#### 綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程

綾部市企業職員給与規程（昭和44年綾部市水道課管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第15条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）担当課長

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。



綾部市消防長訓令甲第1号

消 防 本 部  
消 防 署

綾部市消防本部避難行動要支援者情報取扱規程を次のように定める。

令和3年3月25日

綾部市消防長 上 原 博 一

### 綾部市消防本部避難行動要支援者情報取扱規程

#### (目的)

第1条 この規程は、災害時における避難行動要支援者名簿（避難行動要支援者の氏名、住所、所属する自治会名及び要支援理由等を記載したものをいう。以下「名簿」という。）の取扱いに関し必要な事項を定め、避難行動要支援者の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害 市域に風水害（強風、大雨、洪水等による自然災害）等により、避難に関する情報が発令されることをいう。
- (2) 避難行動要支援者 災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

#### (名簿の提供)

第3条 綾部市消防本部は、災害が発生した場合、必要に応じて綾部市消防団に対して名簿を提供するものとする。ただし、名簿は、別表の分団名の欄に定める綾部市消防団の分団ごとに、それぞれ同表の地区名等の欄に定める地区に在住する者のものだけに限り提供するものとする。

#### (名簿管理者)

第4条 前条の規定により綾部市消防団に提供された名簿を管理するため、綾部市消防団分団に名簿を管理する者（以下「名簿管理者」という。）を1人置き、綾部市消防団分団長又は分団長が指名した団員をもって充てる。

- 2 綾部市消防団分団長は、前項の規定により名簿管理者となった者について、綾部市消防本部に報告しなければならない。
- 3 名簿管理者は、名簿の紛失等がないよう、可能な限り、施錠可能な保管庫等に保管する等適正に名簿を管理しなければならない。

#### (名簿の使用)

第5条 名簿に記載された情報（以下「名簿情報」という。）又は名簿を使用する者（以

下「名簿使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 名簿情報又は名簿を次に掲げる取組を行うことを目的に使用し、目的外に使用しないこと。

ア 災害発生時における避難行動要支援者の安否確認や避難誘導及びその支援等(以下「避難支援等活動」という。)

イ 前号に掲げる取組を容易にするための支援マップ、個別計画の作成などの避難等支援体制の整備

(2) 名簿情報及び避難支援等活動の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らさないこと(避難支援等活動に従事する役割を離れた後も同様とする。)

(3) 名簿を複製及び複写しないこと。

(名簿の返却)

第6条 綾部市消防団は、災害が終息すれば速やかに名簿を綾部市消防本部まで返却しなければならない。

(名簿の廃棄等)

第7条 綾部市消防本部は、返却された名簿を警防担当課長に廃棄処分の許可を受け、容易に復元できない方法により廃棄を行うものとする。

2 綾部市消防本部は、避難行動要支援者情報管理簿(別記様式)により、第3条に規定する名簿の提供から前項に規定する名簿の廃棄までの手続きの日時等を記録するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、令和3年3月25日から施行する。

消防長訓令甲

別記様式

避難行動要支援者情報管理簿

避難行動要支援者名簿を提供する分団名	分団
--------------------	----

名簿の提供を行った日時	年 月 日 ( ) 時 分	
名簿の提供を行った者	職 名	確認印
	氏 名	

名簿管理者（分団長）	職 名	確認印
	氏 名	
	電話番号	— —
名簿を受け取った者	職 名	確認印
	氏 名	
	電話番号	— —

名簿の事後返却（回収）者	職 名	確認印
	氏 名	
	電話番号	— —
返 却 日 時	年 月 日 ( ) 時 分	

廃棄処分を許可した者	職 名	確認印
	氏 名	
廃棄処分を行った者	職 名	確認印
	氏 名	
廃 棄 日 時 ( 処 理 内 容 )	年 月 日 ( ) 時 分 シュレッダー・焼却・その他 ( )	

※備考（特記事項）	
-----------	--

【※永年保存】

消防長訓令甲

別表

分団名	地区名等	郵便番号
綾部分団	青野町	6 2 3 - 0 0 1 1
	川糸町	6 2 3 - 0 0 1 2
	綾中町	6 2 3 - 0 0 1 3
	若竹町	6 2 3 - 0 0 1 4
	若松町	6 2 3 - 0 0 1 5
	西町	6 2 3 - 0 0 1 6
	本町	6 2 3 - 0 0 2 1
	新宮町	6 2 3 - 0 0 2 2
	新町	6 2 3 - 0 0 2 3
	田町	6 2 3 - 0 0 2 4
	月見町	6 2 3 - 0 0 2 5
	神宮寺町	6 2 3 - 0 0 2 6
	味方町	6 2 3 - 0 0 3 1
	野田町	6 2 3 - 0 0 3 2
	寺町	6 2 3 - 0 0 3 3
	田野町	6 2 3 - 0 0 3 4
	上野町	6 2 3 - 0 0 3 5
	本宮町	6 2 3 - 0 0 3 6
	並松町	6 2 3 - 0 0 3 7
	井倉新町	6 2 3 - 0 0 5 1
	幸通	6 2 3 - 0 0 5 2
	宮代町	6 2 3 - 0 0 5 3
	井倉町	6 2 3 - 0 0 5 4
	天神町	6 2 3 - 0 0 6 1
	相生町	6 2 3 - 0 0 6 2
	広小路	6 2 3 - 0 0 6 3
	中ノ町	6 2 3 - 0 0 6 4
西新町	6 2 3 - 0 0 6 5	
駅前通	6 2 3 - 0 0 6 6	
吉美分団	小呂町	6 2 3 - 0 0 0 1
	高倉町	6 2 3 - 0 0 0 2
	城山町	6 2 3 - 0 0 0 3
	多田町	6 2 3 - 0 0 0 4
	里町	6 2 3 - 0 0 0 5
	有岡町	6 2 3 - 0 0 0 6
	星原町	6 2 3 - 0 0 0 7

消防長訓令甲

	桜が丘	6 2 3 - 0 0 0 8
西八田分団	七百石町	6 2 3 - 0 1 1 1
	上八田町	6 2 3 - 0 1 1 2
	中筋町	6 2 3 - 0 1 1 3
	岡安町	6 2 3 - 0 1 1 4
	淵垣町	6 2 3 - 0 1 1 5
	下八田町	6 2 3 - 0 1 1 6
	とよさか町	6 2 3 - 0 1 1 7
東八田分団	於与岐町	6 2 3 - 0 1 0 1
	上杉町	6 2 3 - 0 1 0 2
	梅迫町	6 2 3 - 0 1 0 3
	安国寺町	6 2 3 - 0 1 0 4
	中山町	6 2 3 - 0 1 0 5
	高槻町	6 2 3 - 0 1 0 6
	八代町	6 2 3 - 0 1 0 7
	黒谷町	6 2 3 - 0 1 0 8
山家分団	釜輪町	6 2 9 - 1 2 5 4
	戸奈瀬町	6 2 9 - 1 2 5 5
	広瀬町	6 2 9 - 1 2 5 6
	橋上町	6 2 9 - 1 2 5 7
	旭町	6 2 9 - 1 2 6 1
	東山町	6 2 9 - 1 2 6 2
	鷹栖町	6 2 9 - 1 2 6 3
	西原町	6 2 9 - 1 2 6 4
	上原町	6 2 9 - 1 2 7 1
	下替地町	6 2 9 - 1 2 7 2
	下原町	6 2 9 - 1 2 7 3
	和木町	6 2 9 - 1 2 7 4
口上林分団	井根町	6 2 9 - 1 2 4 1
	十倉名畑町	6 2 9 - 1 2 4 2
	十倉向町	6 2 9 - 1 2 4 3
	十倉中町	6 2 9 - 1 2 4 4
	十倉志茂町	6 2 9 - 1 2 4 5
	忠町	6 2 9 - 1 2 5 1
	佃町	6 2 9 - 1 2 5 2
	武吉町	6 2 9 - 1 2 5 3
上林分団	睦合町	6 2 3 - 1 1 2 1
	八津合町	6 2 3 - 1 1 2 2

消防長訓令甲

	五津合町	6 2 3 - 1 1 2 3
	五泉町	6 2 3 - 1 1 2 4
	睦寄町	6 2 3 - 1 1 3 1
	故屋岡町	6 2 3 - 1 1 3 2
	光野町	6 2 3 - 1 1 3 3
	老富町	6 2 3 - 1 1 3 4
中筋分団	延町	6 2 3 - 0 0 4 1
	岡町	6 2 3 - 0 0 4 2
	上延町	6 2 3 - 0 0 4 3
	安場町	6 2 3 - 0 0 4 4
	高津町	6 2 3 - 0 0 4 5
	大島町	6 2 3 - 0 0 4 6
豊里分団	位田町	6 2 3 - 0 2 2 1
	栗町	6 2 3 - 0 2 2 2
	豊里町	6 2 3 - 0 2 2 3
	石原町	6 2 3 - 0 2 2 4
	小貝町	6 2 3 - 0 2 2 5
	私市町	6 2 3 - 0 2 2 6
	大島町	6 2 3 - 0 2 3 1
	館町	6 2 3 - 0 2 3 2
	今田町	6 2 3 - 0 2 3 3
	小西町	6 2 3 - 0 2 3 4
	鍛冶屋町	6 2 3 - 0 2 3 5
	小畑町	6 2 3 - 0 2 3 6
	物部分団	白道路町
物部町		6 2 3 - 0 3 6 2
新庄町		6 2 3 - 0 3 6 3
西坂町		6 2 3 - 0 3 6 4
志賀郷分団	内久井町	6 2 3 - 0 3 4 1
	金河内町	6 2 3 - 0 3 4 2
	志賀郷町	6 2 3 - 0 3 4 3
	西方町	6 2 3 - 0 3 4 4
	仁和町	6 2 3 - 0 3 4 5
	坊口町	6 2 3 - 0 3 4 6
	篠田町	6 2 3 - 0 3 5 1
	向田町	6 2 3 - 0 3 5 2
	別所町	6 2 3 - 0 3 5 3

綾部市消防長訓令甲第2号

消 防 本 部  
消 防 署

綾部市消防署組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

綾部市消防長 上 原 博 一

綾部市消防署組織規程の一部を改正する訓令

綾部市消防署組織規程（昭和54年綾部市消防長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「署長補佐」を「副署長、署長補佐」に改め、同条第3項中「消防司令長又は消防司令」の次に「、副署長は、消防司令」を加える。

第4条第2項中「署長補佐」を「副署長及び署長補佐」に改める。

第5条第1項中「署長補佐」を「副署長」に、「上席の担当長」を「署長補佐」に改める。

第8条第3項中「所長は消防司令又は消防司令補」を「所長は消防司令」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

綾部市議会議長 荒木敏文

綾部市議会規則第1号

綾部市議会会議規則の一部を改正する規則

綾部市議会会議規則（昭和42年綾部市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第138条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に、「または」を「又は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



綾部市議会規程第1号

綾部市議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

綾部市議会議長 荒木敏文

綾部市議会事務局規程の一部を改正する規程

綾部市議会事務局規程（昭和33年綾部市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「次の事項」を「綾部市決裁規程（昭和36年綾部市訓令甲第13号。次条において「決裁規程」という。）に定める部長共通専決事項（第10号を除く。）のほか、次に掲げる事項」に改める。

第7条中「次の事項」を「決裁規程に定める課長共通専決事項のほか、次に掲げる事項」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 教育委員会規則

綾部市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

綾部市教育委員会  
教育長 足立 雅和

綾部市教育委員会規則第1号

### 綾部市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

綾部市教育委員会事務局組織規則（昭和51年綾部市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2号中「課長 主幹」を「課長 担当課長 主幹」に改める。

第5条第1項中「掌理し、所属職員」を「統括するとともに、所管事務を掌理し、関係職員」に改め、同条第2項中「受け、部長を補佐するとともに」を「受けて所管事務を処理し、関係職員がある場合には、当該職員を指揮監督するとともに、部長を補佐し、」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 参事は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、関係職員がある場合には、当該職員を指揮監督する。

第5条第4項中「掌理し、所属職員」を「統括するとともに、所管事務を掌理し、関係職員」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 担当課長及び主幹は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、関係職員がある場合には、当該職員を指揮監督する。

第5条第6項中「受けて」の次に「担当の事務を処理し、関係職員を指導監督するとともに、」を加え、「課長不在のときは」を「課長に事故があるときは、」に改め、同条第7項中「処理する」を「処理し、関係職員を指導監督する」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 総主任及び主任は、課長補佐又は担当長を補佐し、課長補佐又は担当長に事故があるときは、これを代理する。ただし、現業の総主任及び主任は、学校長の命を受けて作業を管理する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会告示

綾部市教育委員会告示第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和2年度第14回（3月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和3年3月16日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和3年3月22日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 事務連絡

綾部市選挙管理委員会告示第16号

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成5年綾部市選挙管理委員会告示第40号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月25日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 高野俊道

題名中「及びポスターの作成」を「等」に改める。

第1条第1項中「又は」を「、」に改め、「以下「ポスター条例」という。）第2条」の次に「又は綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（令和3年綾部市条例第1号。以下「ビラ条例」という。）第2条」を、「ポスター条例第3条」の次に「又はビラ条例第3条」を加える。

第2条第1項中「又は」を「、」に改め、「ポスター条例第4条」の次に「又はビラ条例第4条」を加える。

第3条中「又は」を「、」に改め、「以下「ポスター作成業者」という。）」の次に「又はビラ条例第3条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）」を加える。

第4条第1項中「又はポスター作成証明書」を「、ポスター作成証明書又はビラ作成証明書」に、「又はポスター作成業者」を「、ポスター作成業者又はビラ作成業者」に改め、同条第3項中「及びポスター作成証明書」を「、ポスター作成証明書及びビラ作成証明書」に改める。

第5条第1項中「又は」を「、」に改め、「ポスター条例第4条」の次に「又はビラ条例第4条」を、「ポスター作成証明書」の次に「又はビラ作成証明書」を、「ポスター作成業者にあつては第2条第2項の確認書」の次に「又はビラ作成業者にあつては第2条第2項の確認書」を加える。

様式第1号（その1）を次のように改める。

**選挙管理委員会告示**

様式第1号（その1）

年 月 日

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

綾部市選挙管理委員会  
委員長 様

年 月 日執行  
選挙

候補者

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ					
運転手の雇用					
燃料代					

注意事項

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 選挙管理委員会告示

様式第1号（その2）中「㊦」を削り、同様式注意事項を次のように改める。

### 注意事項

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人  
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提  
示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は  
この限りではありません。

様式第1号（その2）の次に次の1様式を加える。

選挙管理委員会告示

様式第1号（その3）

年 月 日

選挙運動用ビラ作成契約届出書

綾部市選挙管理委員会

委員長

様

年 月 日執行

選挙

候補者

下記のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

注意事項

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人  
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の  
提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合  
はこの限りではありません。

## 選挙管理委員会告示

様式第2号（その1）中「㊦」を削り、同様式注意事項4の次に次のように加える。

- 5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人  
が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提  
示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は  
この限りではありません。

様式第2号（その2）中「㊦」を削り、同様式注意事項3の次に次のように加える。

- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人  
が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提  
示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は  
この限りではありません。

様式第2号（その2）の次に次の1様式を加える。



選挙管理委員会告示

様式第2号（その3）

年 月 日

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

綾部市選挙管理委員会  
委員長 様

年 月 日執行  
選挙

候補者

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

注意事項

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から綾部市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 選挙管理委員会告示

様式第3号（その2）の次に次の1様式を加える。

様式第3号（その3）

確認番号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

綾部市選挙管理委員会  
委員長

印

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、綾部市に支払を請求することはできません。

## 選挙管理委員会告示

様式第4号中「㊸」を削る。

様式第5号中「㊸」を削り、同様式を様式第5号（その1）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号（その2）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行  
選挙

候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

注意事項

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が綾部市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、綾部市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

綾部市長選挙 16,000枚

綾部市議会議員選挙 4,000枚

(2) 限度額

7円51銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

## 選挙管理委員会告示

様式第6号（その1）を次のように改める。

選挙管理委員会告示

様式第6号（その1）

年 月 日

請 求 書  
（選挙運動用自動車の使用）

綾部市長様

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、綾部市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 選挙管理委員会告示

様式第6号（その2）中「㊦」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第6号（その2）の次に次の1様式を加える。



様式第6号（その3）

年 月 日

請 求 書  
（選 挙 運 動 用 ビ ラ の 作 成）

綾部市長様

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあってはその代表者の氏名

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例  
第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金 融 機 関 コード		支 店 コード	
預 金 種 別		口 座 番 号	
ふ り が な			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、綾部市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
- 4 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別紙)

請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額
A	B	$A \times B = C$	D	E	$D \times E = F$	G	H	$G \times H = I$
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

注意事項

- 1 D欄には7円51銭を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この告示は、令和3年3月25日から施行する。

## 公平委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

綾部市公平委員会  
委員長 森 津 一 男

綾部市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和42年綾部市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「、参事、課長」の次に「、担当課長」を加え、「、情報管理担当」を「、文書統計担当、行政デジタル推進担当」に改め、同表教育委員会事務局の項中「、参事、課長」の次に「、担当課長」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 十倉財産区告示

綾部市十倉財産区告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第296条の規定に基づき、次の事件について令和3年3月22日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

令和3年3月18日

綾部市十倉財産区管理者

綾部市長 山崎善也

付議事件

- 1 令和2年度綾部市十倉財産区特別会計補正予算（第2号）
- 2 令和3年度綾部市十倉財産区特別会計予算